

意見照会について

項目	意見	意見取り扱い
第1編 第3章	<p>【町防災会議委員】</p> <p>2. 計画の前提 - 想定する被害程度</p> <p>被害想定の見直しにより、帰宅困難者対策等の検討が必要である。</p>	DMO及び旅館ホテル協同組合等と連携して帰宅困難者対策を進めていくことを追記する。
第1編 第4章	<p>【県防災会議幹事】</p> <p>3. 指定地方行政機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(5) 国土地理院関東地方測量部</p> <p>処理すべき業務に「災害教訓の伝承に関すること。」を追記されたい。</p>	意見に基づき追記
第2編 第1章 第6節	<p>【県防災会議幹事】</p> <p>2.1 要配慮者に対する全般的対策</p> <p>②個別避難計画の作成</p> <p>内閣府『避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針』の個別避難計画に係る作成・活用方針等及び地域防災計画に定める必須事項の記載がある。記載内容を確認し、不足している項目を確認し追記されたい。</p>	取組指針に基づき個別避難計画に定める必須事項を記入する。
第2編 第2.1章 第13節	<p>【町防災会議委員】</p> <p>3. 医療救護班の編成・派遣</p> <p>救護班の編成に当たっては、小田原医師会及び町赤十字奉仕団の協力を得て編成する記述に修正されたい。</p>	意見に基づき修正
第2編 第2.1章 第19節	<p>【県防災会議幹事】</p> <p>2.2.1 応急危険度判定の要否判断と依頼</p> <p>(2) 要否の判断と依頼</p> <p>緊急輸送路とあるが、県が指定しているのは、「緊急輸送道路」であり修正されたい。</p>	意見に基づき修正
第2編 第2.2章 第10節	<p>【パブリックコメント】</p> <p>1.2 感染症対策</p> <p>クレゾール石鹼の使用法を明確に記載されたい。</p>	手指の消毒、便所、ごみ箱、浄化槽などの消毒に使用することを記載する。

<p>第2編 第2.2章 第11節</p>	<p>【県防災会議幹事】 1. 住宅の応急修理</p> <p>災害救助法が適用された場合、必要に応じて、救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任できるため、事務委任に関する事項を追記されたい。</p>	<p>事務の一部を町が委託して行う記述を追記する。</p>
<p>第2編 第2.2章 第13節</p>	<p>【県防災会議幹事】 2. 公営住宅等のあっせん、民間賃貸住宅の公営住宅としての活用</p> <p>民間賃貸住宅は、賃貸型応急住宅としての供給が想定されることを踏まえた内容を記載してはどうか。</p>	<p>民間賃貸住宅を借り上げ、公営住宅及び賃貸型応急住宅として被災者に転貸する内容に追記する。</p>
<p>第3編 第2.1章 第3節</p>	<p>【県防災会議幹事】 風水害に伴う配備体制の種別及び基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害危険度分布「注意」→土砂キキクル、洪水キキクル「注意(黄)」へ修正されたい。 ・ 土砂災害危険度分布「警戒」→土砂キキクル、洪水キキクル「警戒(赤)」へ修正されたい。 	<p>意見に基づき修正</p>
<p>資料編 36</p>	<p>【県防災会議幹事】 小田原警察署警備対策</p> <p>「津波の来襲が予想される場合の規制要領」及び「東海地震警戒宣言が発令時の警備対策」を削除されたい。</p>	<p>箱根町は津波浸水想定区域外であり、また気象庁は東海地震のみに着目した発表は行っていないため削除する。</p>
<p>箱根町 受援計画</p>	<p>【町防災会議委員】 第2章-3. 神奈川県災害対策本部の組織体制(名称修正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康医療部→健康医療福祉調整本部へ修正されたい。 ・ 保険医療救護班→保健医療福祉調整班・福祉調整班へ修正されたい。 <p>第3章-3. 人的応援を受け入れて実施すべき業務</p> <p>医師等の派遣要請は市町村の役割であり保健福祉事務所の業務から削除されたい。(町において編成する救護班のみでは応急対策に支障をきたす場合は、知事に対し医療救護派遣を要請する。)</p> <p>第3章-3. 人的応援の活動拠点の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 湯本地域スポーツ施設はドクターヘリが運用できないため変更されたい。 ・ 給水拠点を湯本地域スポーツ施設から寄木会館に修正されたい。 	<p>意見に基づき修正</p> <p>意見に基づき修正</p> <p>湯本小学校運動場に修正する。 意見に基づき修正</p>